

○ 財務省告示第三百二十九号  
平成十二年九月二十二日を以て施行する。政  
府資金調達事務取扱規則(平成十一年大  
蔵省の規定に基づき、平成十二年九月二  
十二日より告示する)は、本規則の規定  
により告示する。

財務大臣 野田佳彦  
国庫短期証券(第一百三十七回)

二 一 発行条件等の法律発行の名称及び根拠  
三 用振替法の適法

四 発行方法の適法

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用「平成二十一年法  
市る参て札發によ「争は受けるも」とい  
場も加、「と行る価に日けるも」とい  
特の者財同「発行格付本銀のう。」  
別にご務時と行競し銀行のう。  
參よと大にい「以争て行るとし。」  
加るに臣行う。下入行とし。  
者発応がわ。」  
・行募各れ及「札わすれ。」  
第へ限國るび価「れ。」  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定法

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六四二四 千千万兆 四百九三 百十千千 円二円七 億百 八五 千十 七二 百四 二十 千七 二万 十	額億額 面四面 金千金 額万額 で円で 四四 千兆 百三 十千 四億 百六 四十 四	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発					
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 入 債	争 別 債	非 特 国	入 札 格	価 行 行	發 競 價	入 札 格	価 行 行
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	金 期 限	札 格 第	格 第 競	参 市 I	市 加 場	競 價 格	競 價 格	市 加 場	競 價 格 日
平 成 二 十 二 年 九 月 二 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円	額 面 金 額 を 支 き 払 に う .。 そ が の 翌 百 円	償 還 た だ る と 、 は 、 そ が き の 行 休 業 業 日 に	當 た し と 、 年 十 二 月 二 月 二 十 日 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 、 そ が き の 翌 百 円	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 、 そ が き の 翌 百 円	十 七 面 七 面 錢 金 募 錢 金	額 七 面 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 價	額 七 面 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 價	額 七 面 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 價	額 七 面 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 價
								十 額 毛 に つ き 九 十 九 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	
								額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	
								額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	額 毛 に 以 上 九 そ れ 九	